

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付事業のご案内

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

この貸付事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的としています。

■貸付の対象者

次の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 母子家庭高等職業訓練促進給付金または父子家庭高等職業訓練促進給付金を受給している方
- ② 岡山県に住民登録をしている方
- ③ 高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了した後、岡山県内において取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

※ 養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる「専門実践教育訓練給付金」を受給する方については、本貸付事業の入学準備金は対象となりません。

※ 介護福祉士等修学資金貸付制度を受ける方については、本貸付事業の対象となりません。

※ 他の都道府県で本資金の貸付を受けている方は対象となりません。

※ 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、入学準備金は准看護師養成機関の入学時、就職準備金は看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において申請を行ってください。看護師の養成機関の入学時及び准看護師養成機関の修了時には貸付けを受けることができません。

資金種類	貸付対象	対象経費	貸付額
入学準備金	養成機関に入学した方	入学する際に必要となる準備金 入学金、教科書代、教材費等	500,000 円 以内
就職準備金	養成機関を修了し、資格 を取得した方	就職する際に必要となる準備金 就職に伴い転居が必要となきの 転居費用 就職にあたり必要となる被服費 等	200,000 円 以内

■貸付金の返還（返済）免除 ※次のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還が免除されます。

○養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、岡山県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事したとき（ただし、1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除きます。）

○上記の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

■利 子

連帯保証人を立てる場合は、無利子。連帯保証人を立てない場合は、年1%の利率となります。 ※ ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収します。

■連帯保証人

- 資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担することとなります。
- 申請者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人とします。

■貸付申請の手続き

申請は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（※1 実施要綱 様式第1号）に次の書類を添えて、下記申請先へ郵送又は持参してください。

※郵送の場合は、紛失等を防ぐために可能な限り簡易書留等でお送りください。万一、郵便事故等による未着の場合は、責任を負いかねますので、予めご了承ください。

※必要に応じて、聞き取り確認や下記の他にも追加書類の提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。

《入学準備金 申請者》

- ① 高等職業訓練促進給付金の支給を受けることが確認できるもの〔給付金支給決定書(写)等〕
- ② 養成機関の長が証明する在籍証明書
- ③ 貸付必要額が確認できるもの〔見積書又は領収書の写し等〕
- ④ 世帯全員の住民票 *個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
- ⑤ 児童扶養手当を受給している世帯であることを証する書類〔児童扶養手当証書(写)等〕
- ⑥ 個人情報の取り扱いに関する同意書 (※2)

《就職準備金 申請者》

- ① 高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことが確認できるもの〔給付金支給決定書(写)等〕
- ② 養成機関の長が証明する修了証書
- ③ 養成機関に係る資格を取得したことが確認できる書類
- ④ 貸付必要額が確認できるもの〔見積書又は領収書の写し等〕
- ⑤ 世帯全員の住民票 *個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
- ⑥ 児童扶養手当を受給している世帯であることを証する書類〔児童扶養手当証書(写)等〕
- ⑦ 個人情報の取り扱いに関する同意書 (※2)

(※1・2)の様式は、岡山県社会福祉協議会のホームページから印刷していただくか(両面印刷)、下記までお問い合わせください。

■貸付けの決定

申請内容を審査の上、予算の範囲内において、訓練促進資金を貸付けるかどうかの決定をし、その結果を書面によりお知らせします。

※ 審査内容及び不承認になった場合の理由に関するお問合せはお答えできませんので予めご了承ください。

■ 交付申請の手続き

貸付けの決定の通知を受けた者は、交付申請書（実施要綱 様式第2号）に借用証書（実施要綱 様式第3号）及び口座振込申出書（実施要綱 様式第4号）を添付して、指定する日までに提出してください。

- ※ 借用証書には、本人と連帯保証人（連帯保証人を立てる場合）が署名、押印（実印とし、印鑑証明書を添付）してください。また、収入印紙は本人負担となります。
- ※ 口座振込申出書の口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

■ 貸付金の振込

○貸付金は、交付申請書等の全てが提出された後に、指定口座に振り込みます。

■ 貸付契約の解除

次のいずれかに該当するときは、貸付契約が解除されることになります。

（貸付金の返還事由に該当し、返還が開始されます。）

- 養成機関を退学したとき
- 心身の故障のため養成機関で修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- 死亡したとき
- 訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
（養成機関在学中に再婚しひとり親でなくなった場合等）

■ 貸付金の返還

次の場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、貸付金を返還していただくこととなります。

- 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に、岡山県内において取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき
- 岡山県内において取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき
- 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

【返還の方法等】

○上記事由が生じた日の属する月の翌月から一定期間内において、月賦又は半年賦の均等払方式により返還していただきます。

（返還期間は原則、入学準備金を借り入れた場合は3年以内、就職準備金を借り入れた場合は1年以内、その両方を借り入れた場合は4年以内とします。）

【返還猶予】

次の場合においては、返還を猶予することができます。

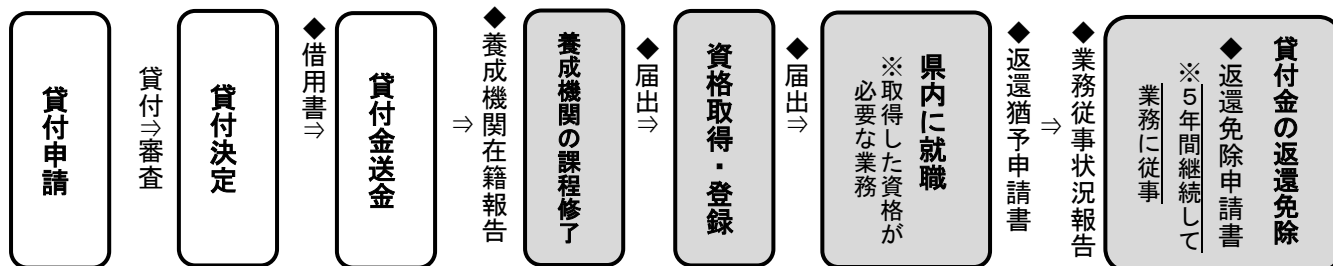
- 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき
- 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき
- 岡山県内において取得した資格が必要な業務に従事しているとき
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

【貸付手続きの主な流れ（イメージ図）】

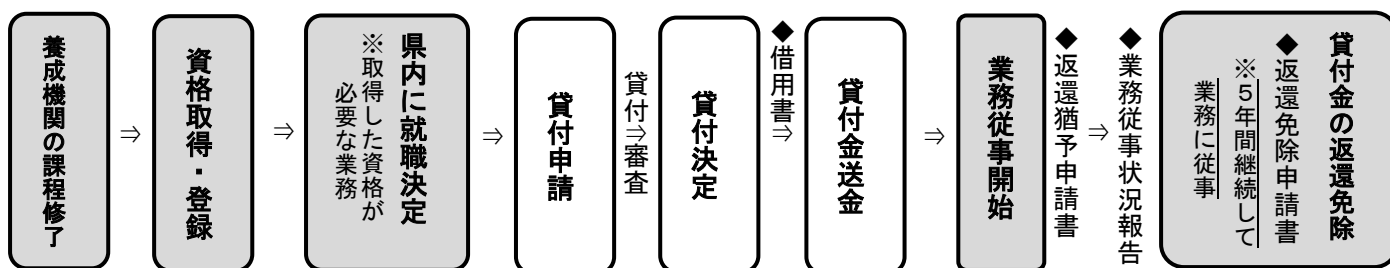
※全ての手続きを表しているものではありません。

住所・氏名の変更等の際には、届出が必要です。

入学準備金貸付



就職準備金貸付



【問い合わせ先・申請先】

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内

電話 086-226-3544 ホームページ URL : <http://www.fukushiokayama.or.jp>